

平成 2 7 年 1 1 月

第 4 回稲城市議会定例会議案

（ 1 1 月 2 6 日開会
月 日閉会 ）

氏 名



稲城市告示第86号

平成27年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成27年11月19日

稲城市長 高橋 勝 浩

記

1 期 日 平成27年11月26日

2 場 所 稲城市議会議場

平成27年第4回稲城市議会定例会議案 目録

<条 例>

- 第69号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例
- 第70号議案 いなぎ発信基地ペアテラス条例
- 第71号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第72号議案 稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第73号議案 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例
- 第74号議案 稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例
- 第75号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第76号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）
- 第77号議案 平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

<そ の 他>

- 第78号議案 稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約
- 第79号議案 稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約
- 第80号議案 稲城市道路線の認定について
- 第81号議案 稲城市道路線の変更について
- 第82号議案 稲城市道路線の廃止について

- 第 8 3 号議案 稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について
- 第 8 4 号議案 稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について
- 第 8 5 号議案 稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について
- 第 8 6 号議案 いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について
- 第 8 7 号議案 稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について
- 第 8 8 号議案 稲城市福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 8 9 号議案 稲城市立第六保育園の指定管理者の指定について
- 第 9 0 号議案 稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について
- 第 9 1 号議案 稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

第69号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、同法第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用の対象となる市独自の事務等について規定するため、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号を、「特定個人情報」とは、同条第8項に規定する特定個人情報（同法第23条第1項及び第2項の規定により作成した情報提供等の記録を除く。）をいう。

2 この条例において「執行機関」とは、市長及び教育委員会をいう。

(市の責務)

第3条 稲城市は、この条例及び番号法の趣旨に鑑み、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、その特性に応じた施策を実施しなければならない。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 執行機関（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理しようとするときは、その必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。

3 市長は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理しようとするときは、その必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出

が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

1 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 稲城市児童育成手当条例（昭和46年稲城市条例第25号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

事務	特定個人情報
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>東京都難病患者等にかかる医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）による難病等又はB型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>3 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>4 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「助産</p>

の

施設関係情報」という。) であって規則で定めるもの
児童福祉法による母子生活支援施設の保護の実施又は費用の徴収に関する情報(以下「母子生活支援施設関係情報」という。) であって規則で定めるもの
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報(以下「母子保健関係情報」という。) であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護又は施設入所支援に関する情報(以下「療養介護・施設入所支援関係情報」という。) であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「子ども・子育て支援関係情報」という。) であって規則で定めるもの
老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「老人福祉関係情報」という。) であって規則で定めるもの
東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する情報(以下「重度心身障害者手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報(以下「児童育成手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

	の
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
6 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
7 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「精神通院医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
8 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
9 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
10 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成

	に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
11 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
12 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
13 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
14 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの

<p>であって規則で定めるもの</p>	<p>児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>15 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>16 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>17 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>18 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>19 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>助産施設関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>則で定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
20 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
21 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
23 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
24 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援

	事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
25 都難病規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
26 都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
27 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	もの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
29 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
30 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの

	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
31 稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
32 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの

	の
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
33 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
	助産施設関係情報であって規則で定めるもの
	母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
	障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
	障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの

第70号議案

いなぎ発信基地ペアテラス条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

いなぎ発信基地ペアテラスを設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、いなぎ発信基地ペアテラス条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

いなぎ発信基地ペアテラス条例

(設置)

第1条 観光客及び市民に対し、観光情報の提供を行うこと等によりその利便性の向上を図り、もって稲城市（以下「市」という。）の観光の発展に寄与するため、いなぎ発信基地ペアテラス（以下「ペアテラス」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ペアテラスの位置は、稲城市東長沼516番地の2とする。

(事業)

第3条 ペアテラスは、第1条の設置に係る目的を達成するため、次の各号に掲げる施設を設置し、それぞれ当該各号に定める事業の用に供する。

- (1) 観光案内施設及び飲食提供施設（コンシェルジュスペース） 観光客及び市民に対する観光案内その他の観光情報の提供及び飲食の提供に関する事業
- (2) 物産販売施設（マーケットスペース） 特産品等の展示及び販売に関する事業
- (3) 情報発信施設（プロモーションスペース） 映像、印刷物等による観光情報の発信及び宣伝に関する事業
- (4) 企画展示施設及び飲食施設（ギャラリースペース） 絵画及び写真の展示等並びに休憩場所の提供に関する事業
- (5) 広場 前各号に掲げる事業及びこれに付随する事業

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる施設を他の事業の用に供することができる。

(開館時間、使用時間及び休館日)

第4条 ペアテラスの開館時間及び使用時間は、午前10時から午後7時までとする。

2 ペアテラスの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更し、若しくは休館日を変更し、又は設けることができる。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、ペアテラスの管理運営を法人その他の団体であって

市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を行うものとする。

- (1) ペアテラスの維持管理に関する業務
- (2) 第3条に掲げる事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ペアテラスの管理運営に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務

(指定管理者の公募等)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとするものをあらかじめ公募するものとする。ただし、第1条の設置に係る目的を特に効果的に達成することができると思われる法人その他の団体があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ、別に定める申請書に事業計画書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条第2項の書面の提出があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうちから最も適当と認めるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、ペアテラスの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有すること。

(欠格事由)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。

- (1) 議員又は市長、副市長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(指定管理者の指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定管理者に対し、第8条の規定により行った指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理運営又は経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第8条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ペアテラスの管理運営を継続することが適当でないと認められたとき。

2 市長は、前項の措置により指定管理者が被った損害について、その責めを負わない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定等の公表)

第11条 市長は、第8条の規定により指定管理者を指定し、又は前条第1項の規定により当該指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。

(管理運営の基準等)

第12条 指定管理者は、条例等の定めるところに従い、適正にペアテラスの管理運営を行わなければならない。

2 市長及び指定管理者は、ペアテラスの管理運営に関する協定を相互に締結するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、ペアテラスの管理運営に関し知り得た個人に関する情報を取り扱うときは、漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びペアテラスの業務に従事しているもの(以下「従事者」という。)は、ペアテラスの管理運営に関し知り得た個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が業務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定に

より当該指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにペアテラスを原状に回復しなければならない。ただし、市長が回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、指定管理者が正当な理由なく相当の期間内にペアテラスを原状に回復しないときは、市長は、当該指定管理者に代わってペアテラスを原状に回復することができる。この場合において当該指定管理者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりペアテラスを損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第8条から第12条までの規定の例により行うことができる。

第71号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等の施行及び都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を平成28年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を、当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- 8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、市長が必要と認める場合とする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、市長が必要と認める場合とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用す

る法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、市長が必要と認める場合とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、市長が必要と認める場合とする。

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第5項第3号に掲げる事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。
- 9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、市長が必要と認める場合とする。
- 10 法第15条の6の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、市長が必要と認める場合とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項第2号中「及び氏名若しくは名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第142条の6第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

付則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

付則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

付則第18条の5第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

付則第25条中「平成27年度分」を「平成28年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第17条まで、第18条及び第23条第3項の改正規定、付則第25条の改正規定並びに次条及び付則第5条の規定については、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第51条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第36条の2第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の稲城市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項

第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに付則第18条の5第1項第1号及び第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに付則第18条の5第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項並びに付則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに付則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第18条の5第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに付則第18条の5第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項並びに付則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに付則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第18条の5第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例付則第25条の規定は、平成28年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第8条 新条例第142条の6の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第142条の6の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第142条の6の規定による申告については、なお従前の例による。

第72号議案

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）の施行に伴い、稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年稲城市条例第215号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法によ	0.88

	る障害共済年金が支給される場合を除く。)	
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

4 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共

済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

第73号議案

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴い、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

第1条 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第2条 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条」を「第32条」に改める。

第11条第1項中「番号法第26条第1項」を「番号法第27条第1項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第74号議案

稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、稲城市行政手続条例、稲城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例、稲城市一般職の職員の給与に関する条例、稲城市固定資産評価審査委員会条例、稲城市情報公開条例、稲城市個人情報保護条例及び稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例

(稲城市行政手続条例の一部改正)

第1条 稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第36条）」を「第6章 行政不服審査会（第36条—第42条）」に改める。

第3条第9号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第36条を第44条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（提出書類の写し等の交付手数料等）

第43条 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項に定める手数料の額及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項に定める手数料の額は、写し又は書面の作成に要する実費（当該写し又は書面の交付を郵送によって受けるときは、これに要する実費を含む。）の額として規則で定める額とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 行政不服審査会

（設置）

第36条 市長は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条又は他の法律若しくは条例等の規定による審査請求（同法第14条に規定する引継ぎを含む。次条において同じ。）を受けたときは、同法第81条第2項の規定により、当該審査請求ごとに、同条第1項に規定する機関として、稲城市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

（所掌事務）

第37条 審査会は、市長の諮問に応じ、行政不服審査法の規定によりその権限に属することとされた事項を処理する。

（組織）

第38条 審査会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第39条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例等又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、市長に対し、その係属した事件に係る答申をするまでの期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第40条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第41条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(事務局)

第42条 市長は、審査会の事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表3の部個人情報保護運営審議会等の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800
	専門委員	日額	8,800

(稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 稲城市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する」を「代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証明する」に改める。

(稲城市情報公開条例の一部改正)

第5条 稲城市情報公開条例(平成14年稲城市条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

第2節 審査請求

第19条第1項を次のように改める。

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第9条第1項に規定する審理員の指名に代えて、稲城市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする場合(当該行政情報の開示について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。)

第19条第2項中「処分庁又は審査庁」を「実施機関」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)」を「実施機関」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第21条を次のように改める。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合

について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（稲城市個人情報保護条例の一部改正）

第6条 稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 審査請求

（審査会への諮問）

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第9条第1項に規定する審理員の指名に代えて、稲城市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

（諮問をした旨の通知）

第44条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第45条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部改正）

第7条 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第28条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求」に改める。

付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

第75号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城長峰スポーツ広場の管理棟等の開設に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「体育施設」の次に「（稲城長峰スポーツ広場の駐車を除く。）」を加える。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（稲城長峰スポーツ広場の駐車の管理等）

第27条 稲城長峰スポーツ広場の駐車場に駐車できる自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車のうち、車体の長さが5メートル以下であり、幅が2メートル以下であり、かつ、高さが2.1メートル以下であるもの
- (2) 消防用自動車、救急用自動車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に規定する緊急自動車
- (3) 市、国その他官公庁の職員が公務を執行するに当たり使用する自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が駐車すべき特別の事由があると認める自動車

2 稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第2号）第5条、第7条、第8条、第10条から第13条まで及び第15条の規定は、稲城長峰スポーツ広場の駐車場について準用する。この場合において、同条例第5条、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

別表第2 稲城長峰スポーツ広場の項中「午後7時まで」を「午後9時まで（管理棟に隣接する駐車場にあつては午前8時から午後9時30分まで、芝生広場及びこれに隣接する駐車場にあつては午前9時から午後7時までとする。）」に改める。

別表第3の5の表を次のように改める。

5 多目的広場

名称	種類	単位時間等	使用料
若葉台公園多目的広場	野球場	大人2時間	2,470円
		子ども2時間	1,230円

	サッカー場	大人 2 時間	2,470円
		子ども 2 時間	1,230円
	夜間照明	野球場 1 時間	2,980円
		サッカー場 1 時間	1,340円
稲城長峰スポーツ 広場	サッカー場	大人 2 時間	8,000円
		子ども 2 時間	4,000円
	フットサル場	大人 2 時間	6,000円
		子ども 2 時間	3,000円
	多目的室 1	2 時間	800円
	多目的室 2	2 時間	800円
	芝生広場	2 時間	300円
	サッカー場夜間 照明設備	1 時間	2,000円
	フットサル場夜 間照明設備	1 時間	500円
	駐車場（括弧内 は大型自動車及 び中型自動車の 料金）	1 時間未満の場合	無料（無料）
1 時間以上 2 時間以内 の場合		200円（600円）	
2 時間を超える場合		200円に、当該超える 時間について 1 時間ま でごとに100円を加算 した額（600円に、当 該超える時間について 1 時間までごとに300 円を加算した額）	
24時間当たりの駐車料 金の額が1,200円を超え る場合（24時間当たり の駐車料金の額が3,600 円を超える場合）		24時間当たり1,200円 （24時間当たり3,600 円）	

備考

- 1 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。
- 2 この表において、「子ども」とは小学生以下の者のみを選手として構成した団体を、「大人」とは「子ども」以外の団体をいう。

- 3 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料（稲城長峰スポーツ広場の駐車場に係るものを除く。）は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 稲城長峰スポーツ広場の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合において、当該使用者が支払うべき使用料（稲城長峰スポーツ広場の駐車場に係るものを除く。）は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。
- 6 この表に掲げる施設は、団体使用とする。ただし、稲城長峰スポーツ広場の芝生広場については、個人で使用することができる。
- 7 稲城長峰スポーツ広場の芝生広場の使用料は、個人使用の場合に限り、無料とする。
- 8 大型自動二輪車及び普通自動二輪車に係る稲城長峰スポーツ広場の駐車場の使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の稲城市体育施設条例に規定する稲城長峰スポーツ広場の管理及び運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

第76号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,666,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		919,364	28,917	948,281
	1 地方交付税	919,364	28,917	948,281
15 国庫支出金		4,498,028	15,676	4,513,704
	1 国庫負担金	3,808,236	15,190	3,823,426
	2 国庫補助金	667,561	486	668,047
16 都支出金		4,881,409	73,883	4,955,292
	1 都負担金	1,292,403	6,019	1,298,422
	2 都補助金	3,352,020	67,864	3,419,884
18 寄附金		1	562	563
	1 寄附金	1	562	563
19 繰入金		2,513,727	△115,917	2,397,810
	1 基金繰入金	2,513,727	△115,917	2,397,810
21 諸収入		302,037	73,672	375,709
	4 雑入	242,350	73,672	316,022
22 市債		2,575,700	1,831	2,577,531
	1 市債	2,575,700	1,831	2,577,531
歳入合計		34,587,810	78,624	34,666,434

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,181,818	540	3,182,358
	1 総務管理費	2,468,111	0	2,468,111
	4 選挙費	89,667	540	90,207
3 民生費		13,479,830	58,716	13,538,546
	2 児童福祉費	6,699,351	58,716	6,758,067
6 農林費		84,595	3,101	87,696
	1 農業費	84,595	3,101	87,696
7 商工費		338,547	6,256	344,803
	1 商工費	338,547	6,256	344,803
8 土木費		4,514,021	10,011	4,524,032
	4 都市計画費	3,633,866	10,011	3,643,877
10 教育費		6,042,372	0	6,042,372
	6 保健体育費	868,428	0	868,428
歳出合計		34,587,810	78,624	34,666,434

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単 位 千 円)

事 項	期 間	限 度 額
稲城市大丸地区会館管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	8,674
稲城市松葉集会所管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	4,407
稲城市押立ふれあい会館管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	6,244
稲城市地域振興プラザ管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	200,283
稲城市福祉センター管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	59,397
稲城市立第六保育園管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	1,118,902
観光発信拠点管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 30 年 度 まで	85,001
稲城市上谷戸緑地体験学習館管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	23,510
稲城長峰スポーツ広場管理運営事業	平成 27 年 度 から 平成 32 年 度 まで	182,061

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
稲城長峰スポーツ広場管理棟外新築事業債	233,800	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	207,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	822,000		850,131					

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第11款 地方交付税 (補正額 28,917 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	919,364	28,917	948,281		
	1 地方交付税	919,364	28,917	948,281		
					1 地方交付税	28,917
	計	919,364	28,917	948,281		

説 明		
(財政課)		28,917
普通交付税交付額		28,917

第11款 地 方 交 付 税

第15款 国庫支出金 (補正額 15,676 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	3,808,236	15,190	3,823,426		
	1 民生費国庫負担金	3,773,150	15,190	3,788,340		
					2 児童福祉費負担金	15,190
2	国庫補助金	667,561	486	668,047		
	6 総務費国庫補助金	102,705	486	103,191		
					2 選挙費補助金	486
	計	4,498,028	15,676	4,513,704		

説 明		
(子育て支援課)		15,190
施設型給付費等負担金 (5/10)		15,190
(選挙管理委員会事務局)		486
選挙人名簿システム改修費補助金 (1/2)		486

第15款 国 庫 支 出 金

第16款 都支出金 (補正額 73,883 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,292,403	6,019	1,298,422		
	1 民生費都負担金	1,251,605	6,019	1,257,624		
					2 児童福祉費負担金	6,019

説 明		
(子育て支援課)		6,019
施設型給付費等負担金 (2.5/10・5/10)		6,019

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,352,020	67,864	3,419,884		
	2 民生費都補助金	1,132,128	30,177	1,162,305		
				1 社会福祉費補助金	9,772	
				3 児童福祉費補助金	20,405	
	7 教育費都補助金	942,891	35,028	977,919		
				7 保健体育費補助金	35,028	
	8 農林費都補助金	18,382	2,659	21,041		
				1 農業費補助金	2,659	
	計	4,881,409	73,883	4,955,292		

説 明		
(子育て支援課)		9,772
地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金(10/10)		△4,200
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(1/2・10/10)		13,972
(子育て支援課)		20,405
保育従事職員等処遇改善事業補助金(10/10)		△6,480
保育士等キャリアアップ補助金(1/2・10/10)		26,885
(体育課)		35,028
スポーツ施設整備費補助金(1/2)		35,028
(経済観光課)		2,659
都市農地保全支援プロジェクト事業補助金(3/4)		2,659

第16款 都 支 出 金

第18款 寄 附 金 (補正額 562 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
1	寄 附 金	1	562	563		
	2 商工費寄附金	0	562	562		
				1 I のまち稲城 応援寄附金	562	
	計	1	562	563		

(単位：千円)

説 明		
(総務契約課)		562
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城市の観光推進事業を応援)		562

第18款 寄 附 金

第19款 繰入金 (補正額 △115,917 千円)

(単位：千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
1	基金繰入金	2,513,727	△115,917	2,397,810		
	1 財政調整基金繰入金	1,046,325	△106,917	939,408		
					1 財政調整基金繰入金	△106,917
	2 公共施設整備基金繰入金	1,466,796	△9,000	1,457,796		
					1 公共施設整備基金繰入金	△9,000
	計	2,513,727	△115,917	2,397,810		

説明		
(財政課)	財政調整基金繰入金	△106,917
		△106,917
(財政課)	公共施設整備基金繰入金	△9,000
		△9,000

第19款 繰入金 金

第21款 諸収入 (補正額 73,672 千円)

(単位：千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
4	雑入	242,350	73,672	316,022		
	3 雑入	241,926	73,672	315,598		
					1 雑入	73,672
	計	302,037	73,672	375,709		

説明		
(環境課)	多摩川衛生組合負担金精算金	73,672
		73,672

第21款 諸収入 入

第22款 市債 (補正額 1,831 千円)

(単位：千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
1	市債	2,575,700	1,831	2,577,531		
	3 教育債	909,400	△26,300	883,100		
					3 体育施設債	△26,300

説明		
(財政課)	稲城長峰スポーツ広場管理棟外新築事業債	△26,300
		△26,300

第22款 市債 債

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	4 臨時財政対策債	822,000	28,131	850,131		
					1 臨時財政対策債	28,131
	計	2,575,700	1,831	2,577,531		

説 明		
(財政課)		28,131
臨時財政対策債		28,131

第22款 市 債

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 540 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,468,111	0	2,468,111	216	0	0	0	△216
	9 電 算 管 理 費	432,429	0	432,429	216	0	0	0	△216
					216	0	0	0	△216
4	選 挙 費	89,667	540	90,207	270	0	0	0	270
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	27,526	540	28,066	270	0	0	0	270
					270	0	0	0	270
計		3,181,818	540	3,182,358	486	0	0	0	54

節		説 明
区 分	金 額	
		1 電算管理運営費（情報管理課） システム開発委託の財源振替
13委 託 料	540	2 選挙管理委員会運営事業（選挙管理委員会事務局） 13委託料 選挙システム改修委託
		540
		540

第3款 民生費 (補正額 58,716 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
					特定財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	児童福祉費	6,699,351	58,716	6,758,067	15,190	36,196	0	0	7,330
	1 児童福祉総務費	4,029,085	58,716	4,087,801	15,190	36,196	0	0	7,330
					0	△10,680	0	0	0
					15,190	6,019	0	0	6,973
					0	40,857	0	0	357
	計	13,479,830	58,716	13,538,546	15,190	36,196	0	0	7,330

節		説 明
区 分	金 額	
19	負担金補助及び 交 付 金	30,534
20	扶 助 費	28,182
	3 認証保育所運営等事業 (子育て支援課)	△10,680
	19負担金補助及び交付金	△10,680
	福祉サービス第三者評価補助金	△4,200
	保育従事職員等処遇改善事業補助金	△6,480
	12 子どものための教育・保育給付事業 (子育て支援課)	28,182
	20扶助費	28,182
	施設型給付費等給付	28,182
	13 保育士等キャリアアップ等補助事業 (子育て支援課)	41,214
	19負担金補助及び交付金	41,214
	保育士等キャリアアップ等補助金	41,214

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
稲城市大丸地区会館 管理運営事業	総務契約課	8,674		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市松葉集会所 管理運営事業	総務契約課	4,407		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市押立ふれあい会館 管理運営事業	総務契約課	6,244		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市地域振興プラザ 管理運営事業	市民協働課	200,283		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市福祉センター 管理運営事業	生活福祉課	59,397		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城市立第六保育園 管理運営事業	子育て支援課	1,118,902		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
観光発信拠点 管理運営事業	経済観光課	85,001		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成27年度から 平成32年度まで	8,674				8,674
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	4,407				4,407
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	6,244				6,244
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	200,283				200,283
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	59,397				59,397
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	1,118,902				1,118,902
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成27年度から 平成30年度まで	85,001				85,001
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
稲城市上谷戸緑地体験学習館 管理運営事業	土木課	23,510		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		
稲城長峰スポーツ広場 管理運営事業	体育課	182,061		
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成27年度から 平成32年度まで	23,510				23,510
	施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。				施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。
平成27年度から 平成32年度まで	182,061				182,061
	施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。				施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,554,499	11,721,914	1,753,700	978,131	12,497,483
補正額			△ 26,300		△ 26,300
計	9,554,499	11,721,914	1,727,400	978,131	12,471,183
(6) 教育債					
補正前	5,677,693	7,449,641	909,400	612,744	7,746,297
補正額			△ 26,300		△ 26,300
計	5,677,693	7,449,641	883,100	612,744	7,719,997
2 その他					
補正前	10,431,944	10,725,084	822,000	759,180	10,787,904
補正額			28,131		28,131
計	10,431,944	10,725,084	850,131	759,180	10,816,035
(3) 臨時財政対策債					
補正前	9,360,272	9,949,477	822,000	638,077	10,133,400
補正額			28,131		28,131
計	9,360,272	9,949,477	850,131	638,077	10,161,531
合 計					
補正前	19,986,443	22,446,998	2,575,700	1,737,311	23,285,387
補正額			1,831		1,831
計	19,986,443	22,446,998	2,577,531	1,737,311	23,287,218

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,011千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,907,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,092,475	10,011	2,102,486
	1 他会計繰入金	2,092,475	10,011	2,102,486
歳入合計		2,897,774	10,011	2,907,785

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		115,153	10,011	125,164
	1 総務管理費	115,153	10,011	125,164
歳出合計		2,897,774	10,011	2,907,785

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 繰入金 (補正額 10,011 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	他会計繰入金	2,092,475	10,011	2,102,486		
	1 一般会計繰入金	2,092,475	10,011	2,102,486		
					1 一般会計繰入金	10,011
	計	2,092,475	10,011	2,102,486		

説 明	
(区画整理課)	10,011
一般会計繰入金	10,011

第4款 繰入金 金

歳 出

第1款 総務費 (補正額 10,011 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	115,153	10,011	125,164	0	0	0	0	10,011
	1 一般管理費	115,153	10,011	125,164	0	0	0	0	10,011
					0	0	0	0	9,629
					0	0	0	0	382
	計	115,153	10,011	125,164	0	0	0	0	10,011

節		説 明
区 分	金 額	
2	給 料	4,108
3	職 員 手 当	1,971
4	共 済 費	3,550
19	負担金補助及び 交 付 金	382
		1 人件費 (市街地整備課)
		2 給料
		人事異動等
		3 職員手当
		人事異動等
		4 共済費
		人事異動等
		2 一般事務費 (市街地整備課)
		19 負担金補助及び交付金
		東京都市町村職員退職手当組合負担金
		9,629
		4,108
		4,108
		1,971
		1,971
		3,550
		3,550
		382
		382
		382

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	16	54,409	40,658	95,067
補 正 前	14	50,301	38,687	88,988
比 較	2	4,108	1,971	6,079

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,267	8,617	1,762	1,180	0	2,631
	補 正 前	1,428	7,983	1,762	1,180	0	2,631
	比 較	△161	634	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	4,108	人事異動等に伴う増分	4,108	職員の増等による増分 4,108
職 員 手 当	1,971	人事異動等に伴う増分	1,971	職員の増等による増分 1,971

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
20,193	115,260	
16,643	105,631	
3,550	9,629	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	23,391	1,080	730	0	0
0	0	21,963	1,080	660	0	0
0	0	1,428	0	70	0	0

(単位 千円)

備	考

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成27年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	289,456	—
	平均給与月額 (円)	373,412	—
	平均年齢 (歳)	35歳6月	—
平成26年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	290,981	—
	平均給与月額 (円)	379,079	—
	平均年齢 (歳)	35歳10月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
II類	改正後	155,100	—	174,200	—
	改正前	155,100	—	174,200	—
III類	改正後	142,700	142,700	142,100	139,500
	改正前	142,700	142,700	142,100	139,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成27年11月1日 現在	5級	0	0.0	—	—	—	
	4級	2	12.5	4級	0	—	
	3級	3	18.75	3級	0	—	
	2級	3	18.75	2級	0	—	
	1級	8	50.0	1級	0	—	
	計	16	100.0	計	0	—	
平成26年11月1日 現在	6級	0	0.0	—	—	—	
	5級	2	12.5	—	—	—	
	4級	2	12.5	4級	0	—	
	3級	1	6.3	3級	0	—	
	2級	2	12.5	2級	0	—	
	1級	9	56.2	1級	0	—	
計	16	100.0	計	0	—		

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長補佐 ・係長	主任	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	10	10	0
		5号給 (人)	3	3	0
	6号給 (人)	2	2	0	
比 率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	16	16	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	11	11	0
		5号給 (人)	4	4	0
	6号給 (人)	0	0	0	
比 率 (B) / (A) (%)	93.75	93.75	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	(1.025) 2.00	(1.175) 2.20	(2.20) 4.20	有	
	改正前	(1.025) 2.00	(1.175) 2.20	(2.20) 4.20		
国	改正後	(1.0) 1.975	(1.15) 2.125	(2.15) 4.10	有	
	改正前	(1.0) 1.975	(1.15) 2.125	(2.15) 4.10		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成27年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～20%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)

キ 地域手当（平成27年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	16
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（平成27年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改正なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	13,500	13,000
		欠配第一子	13,500	11,000
		上記以外の者	6,000	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改正なし		
		市の場合	国の場合	
		当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000
通勤手当	異なる	改正なし		
		市の場合	国の場合	
		交通機関利用者運賃相当額（6 箇月定期券等）を支給		交通機関利用者運賃相当額（6 箇月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000

第79号議案

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）請負契約

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（機械）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 166,752,000円
- 4 契約の相手方 所在地 稲城市坂浜2220番地
名称 塚田設備株式会社
代表者 代表取締役 塚田 忠次郎

第78号議案

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約

稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 560,520,000円
- 4 契約の相手方 所在地 稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者 代表取締役 大石 行伸

第80号議案

稲城市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道矢野口2033号線	大字矢野口字宿973番10 地先	大字矢野口字宿948番3 地先
2	市道東長沼2034号線	大字東長沼字四号1362 番2地先	大字東長沼字四号1270 番4地先

第81号議案

稲城市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な経過地
市道412号線	変更前	大字大丸字四号493番1地先	大字大丸字四号496番2地先	—
	変更後	大字大丸字四号495番1地先	大字大丸字四号494番2地先	—

第82号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道852号線	大字坂浜字三十一号2237番1地先	大字坂浜字三十一号2238番1地先

第83号議案

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第13条の規定により、本案を提出する。

第84号議案

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）第13条の規定により、本案を提出する。

第85号議案

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）第16条の規定により、本案を提出する。

第86号議案

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 いなぎ発信基地ペアテラス

所在地 稲城市東長沼516番地の2

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 稲城市商工会

代表者 会長 奈良部 義彦

所在地 稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ2階

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

第87号議案

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第16条の規定により、本案を提出する。

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第13条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市地域振興プラザ

所在地 稲城市東長沼2112番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人 市民活動サポートセンターいなぎ

代表者 理事長 角田 享

所在地 稲城市矢野口1753番地 学校法人子どもの森内

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第88号議案

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市福祉センターの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市福祉センター

所在地 稲城市百村7番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

代表者 会長 石井 律夫

所在地 稲城市百村7番地

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第89号議案

稲城市立第六保育園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立第六保育園の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）第15条の規定により、本案を提出する。

稲城市立第六保育園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）第11条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市立第六保育園
所在地 稲城市大丸82番地の4

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人 東保育会
代表者 理事 富岡 孝幸
所在地 稲城市矢野口2065番地

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第90号議案

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第14条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、本案を提出する。

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第10条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第17条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 稲城市上谷戸緑地体験学習館
所在地 稲城市若葉台一丁目28番地の2
- (2) 名 称 上谷戸親水公園の一部
所在地 稲城市若葉台一丁目28番地の1
稲城市若葉台一丁目28番地の2
稲城市若葉台一丁目28番地の3
稲城市若葉台一丁目29番地
稲城市若葉台一丁目30番地の1
稲城市若葉台一丁目31番地
稲城市若葉台一丁目105番地の1
稲城市若葉台一丁目105番地の2
稲城市若葉台一丁目105番地の3
稲城市若葉台一丁目105番地の4
稲城市若葉台一丁目107番地の10の一部
稲城市若葉台一丁目107番地の15の一部
稲城市若葉台一丁目107番地の19の一部

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 坂浜自治会
代表者 会長 阿川 充
所在地 稲城市坂浜3237番地

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第91号議案

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出する。

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第16条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城長峰スポーツ広場

所在地 稲城市長峰三丁目10番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 東京ヴェルディグループ

代表者 東京ヴェルディ1969フットボールクラブ株式会社

代表取締役社長 羽生 英之

所在地 稲城市矢野口4015番地1

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで